

## 業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 中津山農業水利事業所 庶務課
部署の業務内容	国営中津山地区の事業実施に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	事業所の対外的総合窓口として、地元関係者等からの問い合わせに対しては、担当者への的確かつ迅速な伝達と照会者へ対して丁寧な対応を行っている。 また、目安箱を設置し、地元農家のみならず広く、地域住民の声を聴取することとしている。 各層すべからくとはいれないが関係機関、地元農家からは適切な評価を得ている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情等については、庶務課において対応し、担当課へ伝達するとともに案件によっては、上局へ報告することでルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされている考えられるか。	—	
	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	直接的に政策に携わることはないが、概要については把握し、国民に説明できるよう努めている。 事業促進協議会で意見交換を行い、結果を施策に反映させるなど、ルール化されている。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	庶務関係では、地元負担金の算定業務等に携わっている。 国営土地改良事業は、直接消費者との利害が一致するものではないが、農林水産省の各組織の業務が一体的実施されることにより、最終的に消費者への利害につながるものと思われる。
業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。		○		
現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。		○		

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないと言われているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	食の安全に関する業務に直政携わっていないが、農林水産省の出先機関として常に消費者と同じ目線に立ち、丁寧な対応が必要である。	

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	なし	/	
		/	
		/	

## 業務再点検結果報告

部署名	東北農政局 中津山農業水利事業所 工事課
部署の業務内容	国営中津山地区の事業実施に関すること

項目		対応	点検結果の概要	
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	所内会議での挨拶等の実施状況の確認や、土地改良事業促進協議会等において、土地改良区、県、市町村など関係機関に対して的的に事業計画及びその実施について説明している。また、目安箱を設置し、地元農家のみならず広く、地域住民の声を聴取することとしている。各層すべからくとはいかないが関係機関、地元農家からは適切な評価を得ている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	—	苦情等については、庶務課において対応し、担当課へ伝達するとともに案件によっては、上局へ報告することでルール化されている。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	政策の目的・効果に関する説明	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	土地改良事業促進協議会(国、県、市町村、土地改良区(地元農家)での説明、広報活動を通じて周知を図っている。事業促進協議会で意見交換を行い、結果を施策に反映させるなど、ルール化されている。また、ルールについての改善の意見は今のところない。
		国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	○	
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	
	業の振興と消費者の利益	ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—	関係土地改良区を通じて受益面積調査等を行っている。国営土地改良事業は、直接消費者との利害が一致するものではないが、農林水産省の各組織の業務が一体的実施されることにより、最終的に消費者への利害につながるものと思われる。
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
		部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	—		
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○		

項目		対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。	—
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	食の安全に関する業務に直政携わっていないが、農林水産省の出先機関として常に消費者と同じ目線に立ち、丁寧な対応が必要である。

※「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」で表示しています。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	なし	/	
		/	
		/	